

沖縄県における酒類の手持品課税(戻税)について

令和5年10月1日の酒税率の改正及び「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(以下「沖特法」という。)による酒税の軽減割合の変更に伴い、手持品課税(戻税)が実施されます。沖縄県においては、沖特法により、軽減税率の適用を受けた酒類(以下「沖特法適用酒類」といいます)と沖特法適用酒類以外に区分して、酒類の手持品課税の申告等を行う必要があります。

ここでは、「酒類の手持品課税(戻税)の申告等の手引(令和5年10月1日分)」内で解説されていない、沖特法適用酒類の手持品課税(戻税)の申告等について説明します。

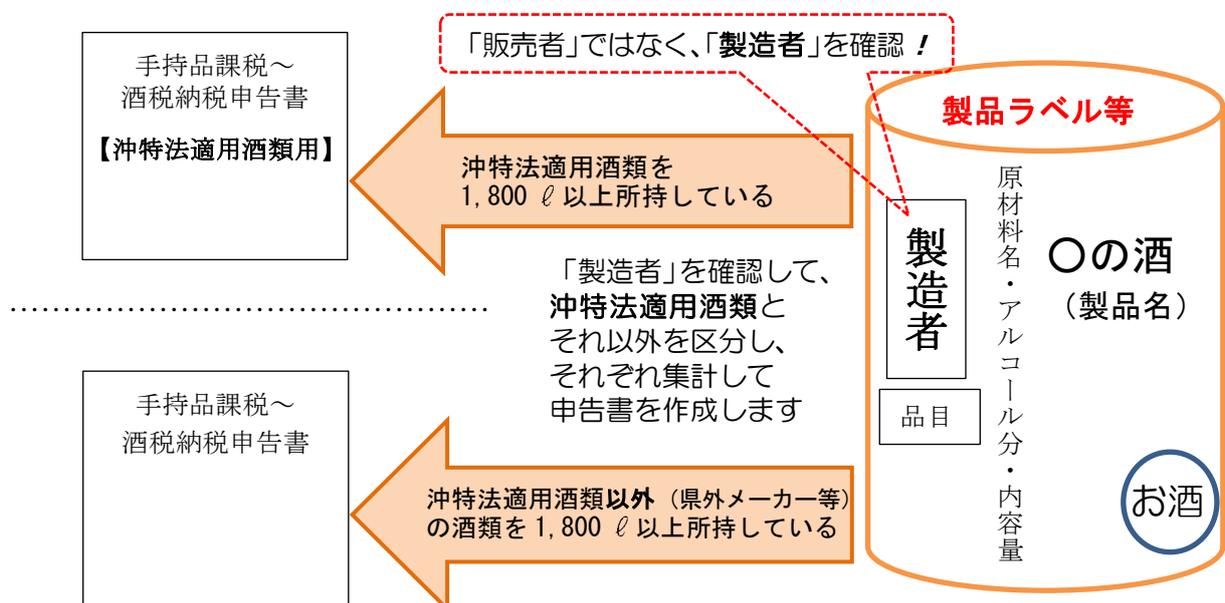
【沖特法適用酒類とは】

- ▶ 沖縄県内で復帰前から製造免許を受けていた酒類製造場が製造した酒類です。
- ▶ 沖特法適用の酒類製造場から沖縄県内に移出された酒類は、酒税法により算出した酒税額から5%~35%軽減された酒税額になっています。

【沖特法適用の酒類製造場とは】

- ▶ 沖縄県内の酒類製造場のうち、沖特法施行(昭和47年5月15日)前から免許を受けて酒類を製造していた製造場(泡盛製造場、オリオンビール(株)、泰石酒造(株)、(資)バートン)です。

- ▶ 令和5年10月1日に所持している酒類の「製造者」を確認して、沖特法適用酒類と沖特法適用酒類以外に区分します
- ▶ 区分した後、それぞれの酒類の品目ごとの在庫数量を確認します



手持品課税等の申告対象判定フローチャート

令和5年10月1日に、引上対象酒類（酒税率の改正や酒税の軽減割合変更により、酒税額が増加する酒類）を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者等（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）である

はい

いいえ

所持する酒類を沖特法適用酒類とそれ以外に区分して、在庫数量を確認したとき、沖特法適用酒類の引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上若しくは、沖特法適用酒類以外の引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上である

（両方1800ℓ以上ある場合は、それぞれ申告・納税が必要です。）

※ 複数の場所（複数の店舗等を経営）で酒類を保持している場合は、令和5年10月1日午前0時現在における 複数の場所で保持する引上対象酒類の合計数量で判断します

品目等	令和5年10月1日現在の 沖特法適用酒類の在庫数量
新ジャンル リキュール(発泡性)	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
発泡酒 麦芽比率 25%未満	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
リキュール(発泡) (ホップ等を原料としないもの)	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
焼酎甲類	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
原料用アルコール	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
ウイスキー	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
スピリッツ	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
甘味果実酒	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
リキュール	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
合計	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ

品目等	令和5年10月1日現在の 沖特法適用酒類以外の在庫数量
新ジャンル その他の醸造酒	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
新ジャンル リキュール(発泡性)	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
果実酒	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
合計	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ

アルコール分
45度超の泡盛
を含みます

合計が、1,800ℓ以上の場合、
手持品課税等の申告が必要です

合計が、1,800ℓ以上の
場合、手持品課税等の
申告（【沖特法適用酒類
用】）が必要です

1,800ℓを
350ml 缶ビール
24本入り1ケース
で換算すると・・・
215ケース分！

所持数量は1,800ℓ以上あるか。

はい

いいえ

対象酒類のうち、引下対象酒類（★）のみを所持する貯蔵場所がある

※所持する引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上であっても、引下対象酒類については申告義務がないことから、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所について還付申告を行うためには、その所轄税務署に届出を行う必要がある

★沖特法適用酒類の引下対象酒類 → ビール、発泡酒(麦芽比率50%以上)、清酒
★沖特法適用酒類以外の引下対象酒類 → ビール、発泡酒、清酒、その他の醸造酒

引下対象酒類を所持する貯蔵場所があり、還付又差額を計算した結果、引下げ額が多くその差額の還付を受けようとする方

ない

ある

はい

いいえ

令和5年10月31日（火）までに所轄税務署に手持品課税等の申告が必要です
また、令和6年4月1日（月）までに納税が必要となります

令和5年10月31日（火）までに、貯蔵場所ごとの所轄税務署に手持品課税等の適用を受ける旨の届出を行った上で手持品課税等の申告が必要となります
ただしこの場合、左記の申告・納期限までに引上対象酒類を所持する全ての場所についても申告が必要となります

税務署への手持品課税等の申告は不要

沖特法適用酒類における引上げ・引下げ酒類の税額

これまで、沖特法適用酒類の内、単式蒸留焼酎以外の酒類（ビール等）は、酒税法の税額の80%に軽減されていましたが、令和5年10月1日から85%の軽減となります。

酒税率の改正と合わせて、単式蒸留焼酎以外の沖特法適用酒類の税率及び1ℓ当たりの引上げ額・引下げ額は次のとおりです。

手持品課税等の対象となる沖特法適用酒類		令和5年9月30日以前	令和5年10月1日以後	1ℓ当たりの引上げ額・引下げ額
		1ml当たりの酒税率 (酒税率×沖特法軽減割合)	1ml当たりの酒税率 (酒税率×沖特法軽減割合)	
引上対象	いわゆる「新ジャンル」リキュール	0.0864 (0.108×0.8)	0.1141125 (0.13425×0.85)	約27円
	発泡酒 (麦芽比率25%未満)	0.1074 (0.13425×0.8)	0.1141125 (0.13425×0.85)	約6円
	リキュール(発泡) (ホップ及び一定の苦味料を原料としないもの)	0.064 (0.08×0.8)	0.068 (0.08×0.85)	約4円
	連続式蒸留焼酎 (焼酎甲類・ホワイトリカー)	アルコール分20度の場合 0.16 (0.2×0.8)	アルコール分20度の場合 0.17 (0.2×0.85)	アルコール分20度の場合 10円
	原料用アルコール (アルコール分45%超の泡盛も含まれます)	アルコール分60度の場合 0.48 (0.6×0.8)	アルコール分60度の場合 0.51 (0.6×0.85)	アルコール分60度の場合 30円
	ウイスキー・ブランデー	アルコール分40度の場合 0.32 (0.4×0.8)	アルコール分40度の場合 0.34 (0.4×0.85)	アルコール分40度の場合 20円
	スピリッツ	アルコール分30度の場合 0.296 (0.37×0.8)	アルコール分30度の場合 0.3145 (0.37×0.85)	アルコール分30度の場合 約18円
	甘味果実酒	アルコール分10度の場合 0.096 (0.12×0.8)	アルコール分10度の場合 0.102 (0.12×0.85)	アルコール分10度の場合 6円
	リキュール ※	アルコール分25度の場合 0.2 (0.25×0.8)	アルコール分25度の場合 0.2125 (0.25×0.85)	アルコール分25度の場合 12円
引下対象	ビール・発泡酒 (麦芽比率50%以上)	0.16 (0.2×0.8)	0.15385 (0.181×0.85)	約6円
	清酒 ※	0.088 (0.11×0.8)	0.085 (0.1×0.85)	3円

(注) 1 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類（発泡性を有し、アルコール分が10度未満のもの。）」に該当するものを除きます。

2 沖特法適用酒類と沖特法適用酒類以外で引上げ額・引下げ額が異なります。

3 「沖特法適用酒類」の酒税率の計算は、「沖特法適用酒類以外」の酒税率に、令和5年9月30日以前は0.8を乗じて、令和5年10月1日以降は0.85を乗じて行います。

申告書等の記載 及び 納付の留意点

「令和5年10月1日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書（令和5年10月1日分）」は、**令和5年10月31日（火）**までに、対象酒類を所持する場所（貯蔵場所）の所在地の所轄税務署に提出してください。

「税額算出表【沖特法適用酒類】」の「品目等」の欄に、「（明細は次葉へ）」と記載されているものは、アルコール分によって、酒税額が異なりますので、「税額算出表（次葉4-1）～」から「税額算出表（次葉4-4）～」の内、該当する品目・アルコール分の行に記載してください。税額算出表の次葉に記載した小計（品目ごとに集計したものは、「税額算出表【沖特法適用酒類】」の該当する行へ転記してください。

酒税

税額算出表（次葉4-1）【沖特法適用酒類用】

申告者の住所及び 氏名又は名称		(住所)					
		(氏名又は名称)					
品目等	所持数量 (10ml未満の端数を 切捨てた後の数量) (ア)	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差引酒税額 ウーオ (カ)	
		税率 (1ml当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税率 (1ml当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)		
品目	アルコール分						
焼酎 甲類	アルコール分20度以上21度未満	ml	0.17 円	円	0.16 円	円	
	アルコール分25度以上26度未満		0.2125		0.2		
	アルコール分30度以上31度未満		0.255		0.24		
	アルコール分35度以上36度未満		0.2975		0.28		
	アルコール分 度以上 度未満						
小計(焼酎甲類) (税額算出表Dの行へ転記)							

アルコール分が空欄になっている行は、所持する酒類のアルコール分に合わせて適宜に記載してください。

④ : アルコール分 32度の「焼酎甲類乙類混和」の酒類
(1,800ml)場合

※ラベルに「焼酎甲類51%、焼酎乙類49%」の表示有り

1,800ml × 51% = 918ml ← 焼酎甲類の数量(ア)

918ml × 0.32 × 0.85 = 249 ← 新税率の酒税額(ウ)

918ml × 0.32 × 0.80 = 235 ← 旧税率の酒税額(オ)

249 - 235 = 14 ← 差引酒税額(カ)

次葉の小計に記載した各数値は、「税額算出表【沖特法適用酒類】」の該当する行へ転記してください。

納付書は、沖特法適用酒類と沖特法適用酒類以外に区分して、申告書ごとにそれぞれ作成し納付してください。納付の期限は、令和6年4月1日（月）までとなります。



《沖特法適用酒類の手持品課税（戻税）の申告等に関する問い合わせ先》

那覇税務署 酒類指導官 TEL:098-867-3101 (内線 310・311)

※自動音声がかかります。ダイヤル「2」を選択し、内線番号をお伝えください。